

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会  
定款

平成28(2016)年 1月 1日 作成

平成28(2016)年 2月18日 公証人認証

平成28(2016)年 2月18日 設立

# 一般社団法人日本パラアイスホッケー協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本パラアイスホッケー協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、我が国におけるパラアイスホッケー競技界を統轄し、代表する団体として、パラアイスホッケーの普及及び振興を図り、パラリンピック競技大会や世界選手権大会へ向けて競技者を育成強化し、パラアイスホッケーを通じて、国民の心身の健全な発展に寄与し、また、豊かな人間性を涵養することを目的とするパラアイスホッケーの統括団体として我が国を代表するとともに、海外のパラアイスホッケーチーム、組織、団体等との交流・相互理解を深め、これにより世界平和に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会（国際大会・国内大会）の開催
- (2) パラアイスホッケー競技者の育成強化
- (3) パラアイスホッケー普及のための講習会（体験会）及び研修会の開催
- (4) 競技力の向上に関する指導及び研究
- (5) パラアイスホッケーに関する諸規程、規則等の周知徹底及び啓蒙活動
- (6) 審判員、指導者の養成及び派遣
- (7) 加盟チーム相互間、また、他地区チームとの親善試合の斡旋
- (8) 前各号の他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(機関の構成)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、官報に掲載することにより行う。

## 第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人入会申込書により申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき

- (2) 死亡したとき、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、申し出るものとする。

(除名)

第9条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(社員総会の招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度の翌日から2か月以内に召集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面又は電子メールで招集通知を発するものとする。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、当該社員総会において議長を選出するものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第14条 社員には、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面又は電子メールを提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が記名押印又は署名して10年間主たる事務所に備えおくものとする。

## 第4章 理事、監事、代表理事

### (役員を選出)

第16条 当法人に以下の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
  - (3) 代表理事 1名
- 2 理事の中から代表理事1名を選定し、代表理事を理事長とする。

### (理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

### (名誉会長)

第18条 当法人に名誉会長を置くことが出来る。会長は理事会において任期を定めた上で選出する。会長は理事長及び理事の諮問に応じることが出来る。

### (理事及び監事の選任の方法)

第19条 当法人の理事及び監事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様である。
- 3 他の同一の団体（公益社団法人および公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事及び監事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として、又は増員により選任された者の任期は、前任者の人気の残存期間と同一とする。ただし、増員により選任された監事の任期については、その残存期間が2年に満たないときは、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
- 5 役員は原則として就任より連続して5期を超えて在任できない。再度役員に就任する場合は、2期以上の期間をあげなければならない。

### (代表理事、役付理事及びその職務・権限)

第21条 当法人は、理事会の決議により、理事の中から代表理事1名を選定する。

- 2 代表理事を理事長とし、理事会の決議により選定する。
- 3 当法人は、理事長のほか、専務理事及び常任理事を置くことができ、理事会において

- 理事の過半数をもって選定する。
- 4 理事長は、当法人を代表する。
  - 5 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

- 第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事のうち少なくとも 1 名は、次のいずれかに該当する者の中から選任する。
    - (1) 税理士
    - (2) 公認会計士
    - (3) 法人又は団体の計算について、当法人の規模に応じた知識、技術及び経験を有する者

(解任)

- 第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任する。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数によって行わなければならない。

(報酬等)

- 第 24 条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

- 第 26 条 当法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(理事会の招集)

- 第 27 条 理事会は、理事長が招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序に、他の理事が招集する。
- 2 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、会日の 1 週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(招集手続きの省略)

第 28 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときはあらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、他の理事が当たる。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(職務の執行状況の報告)

第 32 条 代表理事及び常任理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会へ報告するものとする。

(理事会議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名もしくは記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第 34 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(専門委員会)

第 35 条 当協会に専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会及び特別委員会の所管事項、組織及び運営に関する規則は、理事会の決議によりこれを別に定める。
- 3 専門委員会及び特別委員会の各委員長は、理事長が委任した専門的分野における事務を処理する。

## 第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 36 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 37 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 38 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 39 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会又は清算人が決定したところに従って行う。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 当法人は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成する。

- 2 代表理事は、前項記載の計算書類等につき、監事の監査を受け、理事会の承認を受け、定時社員総会に計算書類及び事業報告を提出して承認を受けたうえ、法令の定めるところにより貸借対照表を公告する。
- 3 当法人は、計算書類等（各事業年度における計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監査報告書）を定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、その主たる事務所に備え置く。また、計算書類を作成した日から 10 年間、計算書類及びその附属明細書を保存するものとする。
- 4 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求できる。社員及び債権者は、計算書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書）の閲覧、謄抄本の交付を請求できる。

(余剰金の不配当)

第 43 条 当法人は、余剰金の配当はしないものとする。

(残余財産の分配)

第 44 条 当法人は、解散したとき、その残余財産を次のいずれかの者に帰属させる。

- (1) 国もしくは地方公共団体
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人

(定款変更)

第 45 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

## 第8章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 インド国ニューデリー市ローディーロード、ローディーホテルスイート14  
氏名 中北 浩仁

住所 東京都荒川区西尾久8丁目30番1-809号  
氏名 小山 幸子

住所 北海道旭川市東光3条10丁目2番1号  
氏名 須藤 悟

住所 埼玉県所沢市緑町3丁目23番22-207号パークマンション3  
氏名 高橋 泰彦

住所 長野県長野市松代町豊栄5155番地  
氏名 加藤 光朗

（設立時役員）

第48条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 氏名 中北 浩仁  
設立時理事 氏名 小山 幸子  
設立時理事 氏名 須藤 悟  
設立時理事 氏名 高橋 泰彦  
設立時監事 氏名 加藤 光朗

設立時代表理事（理事長）

住所 インド国ニューデリー市ローディーロード、ローディーホテルスイート14  
氏名 中北 浩仁

（最初の事業年度）

第49条 当法人の最初の事業年度は、法人設立の日から平成28（2016）年5月末日までとする。

（定款に定めのない事項）



第 50 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当法人の現行定款に相違ない。

令和 2（2020）年 6 月 6 日  
一般社団法人日本パラアイスホッケー協会  
代表理事 中北 浩仁